新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する板橋区国民健康保険料減免の取扱いに関する要綱

（令和２年５月１１日　区長決定）
（令和３年２月２４日　一部改正）
（令和３年３月３０日　一部改正）
（令和４年３月２５日　一部改正）

（目的）

第１条　この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例（昭和３４年板橋区条例第２２号。以下「条例」という。）第２４条第１項第１号に規定する者の保険料の減免について、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和４年３月１４日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「厚労省等通知」という。）に基づき、その運用の公正を図ることを目的とする。

（保険料が減免となる被保険者と減免額）

第２条　この要綱による保険料の減免額は、厚労省等通知の別紙１「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる市町村保険者の国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の算定基準について」（以下「算定基準」という。）等に基づき、次の各号に掲げる世帯について、当該各号に定める額とする。

（１）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
全部

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯　別表第１で算出した対象保険料額に、別表第２の前年の合計所得金額の区分に応じた減額又は免除の割合を乗じた額

ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。

イ　前年の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２７条の２第１項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第３１４条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が１，０００万円以下であること。

ウ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

２　前項第２号イの規定に関わらず、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険料額の全額を免除する。

３　第１項第２号に該当する世帯で、国民健康保険法施行令第２９条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当し、保険料の軽減制度の対象となる者については、同施行令による保険料の軽減を行なうことと

し、第１項第２号による減免は行なわない。ただし、給与収入に加え、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免の必要がある場合には、次の各号に従い第１項第２号による減免を行なうものとする。

（１） 別表第１のＣの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料の軽減制度を適用した後の所得を用いるものとする。

（２） 別表第２の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いるものとする。

４　第１項第２号に該当する世帯で、条例第２４条第１項第２号に規定する被扶養者に該当し、保険料の減免の対象となっている者については、第１項第２号による減免は行なわない。

５　一の被保険者が第１項各号に定める事由に複数該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。

（減免の対象となる保険料）

第３条　減免の対象となる保険料は、令和３年度分及び令和４年度分の保険料であって、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

２　前項の減免の対象となる保険料は、既に納付されている場合について、納付前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合も同様とする。

３　第１項に規定する保険料のうち、次条による減免申請の日より７日後以前に納期が到来している保険料の納期限は、当該免除申請があった日から８日目以降の日に、条例第１８条の３による変更がされたものとみなす。

（保険料の減免の手続き）

第４条　保険料の減免を受けようとする世帯の世帯主は、国民健康保険料減額免除申請書（東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（昭和３４年板橋区規則第６号。以下「規則」という。）別記様式第１６号（以下「減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出期限は、令和５年３月３１日とする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた場合の提出期限はこの限りでない。

３　区長は、第１項の規定による申請を受け、第２条に定める要件に該当する場合には、国民健康保険料減額免除決定通知書（規則別記様式第１７号）により、該当しない場合には、国民健康保険料減額免除非該当決定通知書（規則別記様式第１８号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（減免申請の添付書類等）

第５条　区長は、前条第１項の減免申請書のほか、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡した場合　主たる生計維持者の死亡診断書又は主たる生計維持者に係る死体検案書若しくは死亡診断書に準じる医師による証明書

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合　医師の診断書

（３）新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合　確定申告書の控え等、第２条第１項第２号に規定する事由が確認できるもの

（４）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業等を廃止した場合　廃業届等、公的に交付される書類であって、事実確認が可能なもの
（５）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が失職した場合　雇用保険の受給資格者証など公的に発行される書類
２　前項各号に掲げる書類の入手が困難である場合等は、申請者による申立書等をもって確認書類とみなすことができる。
（処理）
第６条　区長は、必要があると認めるときは、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１３条の規定により、当該世帯に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該世帯の生活状況等について質問することができる。
（減免措置の取消）
第７条　区長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免を受けたものがある場合には、当該決定を取り消すことができる。
２　区長は、前項による取消しを遅滞なく納付義務者に通知するとともに、減免により徴収を免れた保険料を当該納付義務者から徴収するものとする。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康いきがい部長が定める。
付　則
１　この要綱は、区長決定の日から施行し、令和２年２月１日から適用する。
２　この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、第２条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
３　この要綱は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日後に、この要綱による事務処理を行う場合は、当該事務処理を行う範囲において、なお効力を有するものとする。
付　則
この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和３年２月１３日から適用する。
付　則
１　この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。
２　この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、第２条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
３　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日後に、この要綱による事務処理を行う場合は、当該事務処理を行う範囲において、なお効力を有するものとする。
付　則
１　この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。
２　この要綱の施行日以降に、算定基準の変更があった場合には、第２条の規定は、変更後の算定基準に読み替えるものとする。
３　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日後に、この要綱による事務処理を行う場合は、当該事務処理を行う範囲において、なお効力を有するものとする。

別表第１（第２条関係）

対象保険料額＝A×B÷C
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第２（第２条関係）

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
３００万円以下であるとき	１０分の１０
４００万円以下であるとき	１０分の８
５５０万円以下であるとき	１０分の６
７５０万円以下であるとき	１０分の４
１，０００万円以下であるとき	１０分の２